

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）３３条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成３０年７月１９日付けで行った〇〇さん（平成〇年〇月〇日生。請求人の子。以下「本児」という。）に係る法３３条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

本件処分は、請求人に事実確認などの一切の連絡を行わない状況で行われたものであり、一時保護処分を行うに足る緊急性及び妥当性を欠く、行き過ぎた一方的な処分である。

したがって、本件処分は違法又は不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年1月9日	諮問
平成31年2月26日	審議（第30回第3部会）
平成31年3月18日	審議（第31回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童虐待防止法

ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）2条は、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいうと規定し、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（同条1号）等の行為を掲げ、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めている（3条）。

そして、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならないとし、同通告を法25条の規定による通告とみなす（6条1項及び2項）とした上で、児童相談所が、同通告を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法33条1項の規定により一時保護を行うものとする旨を定めている（8条2項）。

イ 「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」（平成

25年8月23日付雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙)第1章・1・(2)によれば、児童虐待防止法2条1号の行為は、「身体的虐待」と定義され、「打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。」などをいうとされている。

(2) 児童福祉法

ア 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

法26条1項は、児童相談所長は、相談に応じた児童について、必要があると認めるときは、同項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、同項1号で「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」としている。

また、法27条1項は、上記報告のあった児童について、都道府県は、同項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、同項3号は、児童を児童養護施設等に入所させること等を規定している。

イ 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を

把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

法33条1項及び2項にいう「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)Ⅱ・2・(2)・アでは、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合(以下略)」等としている。

ウ 一時保護は、児童虐待の疑いがある場合において児童の安全の確保を目的として、緊急に行う必要性の高い暫定的な処分であるといえることができる。そのような目的、性質に加え、一時保護の要件が、「必要があると認めるとき」という文言として規定されていること、児童の福祉に関する事項の判断には児童心理学、医学等の専門的な知見が必要とされていることからすれば、児童に一時保護を加えるか否か、どの程度の期間にわたり一時保護を継続するかについての判断は、一時保護を行う児童相談所長等の合理的な裁量に委ねられているといえるべきである。

したがって、処分庁が上記裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限り、一時保護決定処分は違法となると解するのが相当である(東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照)とされている。

2 本件処分の検討

- (1) 支援センターから児相センターに対し、本児に係る通告があったことから、職員は、本児の通う学校へ向かい、本児の尻に打撲痕や頭部にこぶがある等受傷の状況を目視にて確認したことが認められる。また、当該受傷につき、本児は、内夫から靴べらや拳で叩かれた旨を証言していることが認められる。また、本児は、請求人からも日常的に暴行等を受けている旨の証言をしていることが認められる。

(2) 処分庁は、上記(1)の事実確認を経た上で、請求人らが本児に対して虐待を行っており、不適切な養育の疑いがあると認め、本児の安全確保及び養育状況の調査・把握のために、本児を請求人家庭から一時引き離す必要があると判断したものと認められる。そして、上記(1)の事実を考慮すれば、職員が本児の受傷を実際に確認し、本児の証言も具体的で、信憑性に欠けるとはいえないのであるから、処分庁の当該判断には合理性があるというべきであり、当該判断について事実の基礎を欠くとか社会通念上著しく妥当性を欠くということは認められない。

以上のことから、処分庁は、当該判断及び上記1の法令等の規定に基づき本件処分を行ったものと認められ、また、裁量権の範囲の逸脱や濫用があったとも認められないのであるから、本件処分に違法・不当な点があるとはいえない。

(3) なお、本件処分後において、処分庁は本児に係る一時保護の期間延長等の手続も適切に行っており、その点においても違法・不当な点があるとはいえない。

3 請求人の主張

請求人は、上記第3のとおり主張するが、法33条1項によれば、一時保護の目的は児童の安全確保と養育状況の把握にあるのであるから、保護者への事情聴取等は、一時保護により児童の安全を確保した後に行ったとしても法の趣旨に反するとはいえない。また、上記2で検討したとおり、本児を一時保護するに当たり、保護の緊急性・妥当性を欠いていたとはいえないことも明らかである。

したがって、請求人の主張は採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成